

## 令和2年度 吉田高等学校 部活動に係る活動方針

## 1 目標

- 部活動は、学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校の教育活動の一環として実施するものであることから、活動する生徒が部活動をとおして余暇を有効に活用して心身を鍛え、充実した学校生活を送ろうとする主体的な態度を養う。
- 部活動の実施に当たっては、所属する生徒の技術・競技力の向上を図るとともに、部活動をとおして個性を伸長させ、自ら選択した競技等を生涯にわたって親しむ意欲と態度を養う。

## 2 本年度の部活動

## (1) 設置する部

## ア 運動部

アーチェリー、空手道、自転車競技、ソフトテニス、卓球、バスケットボール(男子)  
バドミントン、バレーボール(女子)、野球

## イ 文化部

華道、茶道、商業、吹奏楽、美術

## (2) 活動時間及び日数

各部は、定められた様式により、年間の活動計画及び実績報告を校長に提出すること。

## ア 部活動実施日における活動時間（練習試合や大会等を除く。）

- 学期中 平日：2時間程度 週休日等：3時間程度
- 長期休業中 平日及び週休日等：3時間程度

※1 定期考査初日の1週間前から定期考査実施期間(最終日を除く。)、年末年始及び校長が定めた学校閉庁日は部活動を行わない。但し、当該期間において、大会等によりやむを得ず活動する場合においては、事前に校長に申し出て承認を得ること。

※2 県立高等学校入学者選抜の特色化選抜実施日(令和3年2月8日(月))、一般選抜学力検査当日(令和3年3月4日(木))は部活動を行わない。

## イ 休養日

平日：週1日以上 週休日等：週1日以上

※ 平日及び週休日等における休養日の変更は、できる限りその週の中で行う。但し、天候や施設利用などの関係で、その週内での変更が難しい場合には、年間を通じて所定の日数となるよう、休養日を適切に設定すること。

## (3) 大会への参加

各部が参加できる大会は、次のとおりとする。但し、参加に当たっては、保護者の経済的負担を考慮するとともに、生徒の健康面及び学習面に十分配慮すること。

- ア 新潟県高等学校体育連盟、新潟県高等学校野球連盟及び新潟県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する大会
- イ 新潟県スポーツ協会加盟の競技団体が主催・共催・後援する大会
- ウ 事前に校長が参加を許可したその他の大会等の行事

## 3 部活動の運営について

## (1) 生徒の健康・安全への配慮

特に運動部活動においては、重大事故が発生する可能性もあることから、部活動顧問は、事故防止の観点から、使用する施設設備の状況(気温、湿度、照度、危険箇所等)を確認し、事故の危険性が予測される場合には必要な措置をとること。また、活動中は生徒の健康状態に常に留意し、注意を要する生徒については、必要に応じて活動を中止して休養させるなど、適切に対応すること。

## (2) 保護者の理解・協力を得た活動

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができないことから、顧問は、保護者に対して、活動の方針や練習計画等を明示すること。また、生徒から部費等を徴収した場合は、その用途及び収支状況を保護者に遅滞なく報告すること。

## (3) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導において体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹すること。